

東京都保健医療計画の改定について

計画の性質

医療法に定める「医療計画を含むものであり、東京都の医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本かつ総合的な計画」

計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間 ※中間年で必要な見直しを実施

改定のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するとともに、人口構造の変化への対応を図る。
- 新たな事業（6事業目）として新興感染症への対応に関する事項を追加。

スケジュール

	令和5年度								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会				●骨子案			パブリックコメント （三師会・保健医療協議会、 区市町村へ意見照会）	◎計画案の諮問（2/16）	◎計画案の答申（3/26）
保健医療計画推進協議会				●骨子案（10/13）	★素案（11/27）				
保健医療計画推進協議会（改定部会）			●骨子案リハ（9/15）		★素案（11/20）				
リハビリテーション協議会	●骨子案（7/29）								